

広島県教育委員会規則第四号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略） 一―二十一（略） 二十二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく教育委員会の権限 二十三―二十五（略）</p>	<p>第一条（略） 一―二十一（略） 二十二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）に基づく教育委員会の権限 二十三―二十五（略）</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。